

貴自治体名 名古屋市懇談日時 令和5年11月9日(木) 午後2時00分～4時00分懇談会場 名古屋市役所東庁舎5階大会議室

## 2023年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

## 【1】1. 介護保険・高齢者福祉

(1)～(7)(10)④(12)担当課(健康福祉局介護保険課)電話(052-972-2591)FAX(052-972-4147)

メールアドレス(a2591@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(8)(10)②(11)担当課(健康福祉局地域ケア推進課)電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2548-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(9)(10)①③担当課(健康福祉局高齢福祉課)電話(052-972-2542)FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(10)③担当課(健康福祉局障害企画課)電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)

メールアドレス(a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(10)③(2022年度運行実績)

担当課(交通局自動車部路線計画課)電話(052-972-3864)FAX(052-951-4823)

メールアドレス(rosen.rosen@tbcn.city.nagoya.lg.jp)

(10)③(2022年度運行実績以外)

担当課(交通局企画財務部経営企画課)電話(052-972-3859)FAX(052-972-3938)

メールアドレス(keiei-kikaku@tbcn.city.nagoya.lg.jp)

(1)次年度繰越金・準備基金保有高

質問項目	2020年度末	2021年度末	2022年度末
第1号被保険者数 (A)	572,979 人	573,534 人	572,950 人
次年度決算繰越金 (B)	5,179,369,783 円	7,643,255,697 円	6,296,175,323 円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	9,039 円	13,327 円	10,989 円
年度末準備基金保有高 (C)	3,482,704,105 円	4,219,969,670 円	5,443,417,919 円
1人当たり保有高 (C)／(A)	6,078 円	7,358 円	9,501 円
繰越金＋基金保有高(D)	8,662,073,888 円	11,863,225,367 円	11,739,593,242 円
1人当たり「繰越金＋基金保有高」 (D)／(A)	15,118 円	20,684 円	20,490 円

(2)介護保険料の独自減免制度 → 2022年4月以降の変更は ( )ある (○)ない

## ①低所得者への保険料減免制度

1)保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

( )ある (○)ない

2)低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2023年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- ・保険料の全額免除はありますか。 ( )ない ( )ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ( )ない ( )ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( )ない ( )ある
- ・申請は必要ですか。 ( )必要 ( )不要

3)低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ特例減免は除く)

(○)ある ( )ない

2) ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

主たる生計維持者が失業や事業廃止したことなどにより、次の全ての要件に該当する場合 ・減免対象被保険者及び主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 410 万円以下 ・主たる生計維持者の合計所得見込額が収入減少理由(事業の休廃止、事業における著しい損失、失業、農作物の不作その他これらに類する理由をいう。)により 2 分の 1 以下に減少 ・世帯の合計所得見込額の合算額が 250 万円以下 <減免額> ・世帯の合計所得見込額の合算額が 110 万円以下の場合、申請月から 6 か月以内の保険料額の 5 割を減額(合計所得見込額が 2 分の 1 以下に減少する年の翌年 3 月までの保険料が減免対象) ・世帯の合計所得見込額の合算額が 110 万円超 250 万円以下の場合、申請月から 6 か月以内の保険料額の 3 割を減額(合計所得見込額が 2 分の 1 以下に減少する年の翌年 3 月までの保険料が減免対象)
---

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	362 件	482 件
保険料減免の金額実績	6,736,590 円	8,895,520 円

4) コロナ特例減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	1,480 件	551 件
保険料減免の金額実績	97,830,400 円	36,790,020 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2021年度	2022年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	7,523 人	6,570 人
	保険料滞納者延べ件数	87,915 件	78,752 件
保険給付の制限	償還払い人数	32 人	13 人
	保険給付の一時差し止め人数	1 人	0 人
	3割負担人数	113 人	117 人
財産差押え	差押え実人数	210 人	217 人
	差押え件数合計	271 件	258 件

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2022年4月以降の変更は ( )ある (○)ない

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ある → 実施年月( )年( )月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2023年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2) 訪問介護利用料の助成割合 ( )

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ( )

4) 施設サービス利用料の助成割合 ( )

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( )ない ( )ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

- (5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。
- ①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(2,220)人(令和5年4月現在)
- ②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。
- (○)把握している → 入所者数(147)人 待機者数(192)人 (令和5年4月現在)
- ( )把握していない
- ③特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)
- ( )自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている
- (○)行政区内の施設から情報を定期的に得ている
- ( )当該施設に任せており、対応はしていない

(6) 施設サービス基盤整備

- ①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※( )カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第8期(～2023年度)		2022年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	— ( — )	9,120 ( 380 )	— ( — )	9,020 ( 110 )	122 ( 1 )	9,020 (112)
介護老人保健施設	— ( — )	6,866 ( 0 )	— ( — )	6,866 ( 0 )	73 ( 0 )	6,699 ( 0 )
認知症グループホーム	— ( — )	3,631 ( 170 )	— ( — )	3,571 ( 60 )	205 ( 1 )	3,523 ( 27 )
特定施設入居者生活介護事業所	— ( — )	6,246 ( 400 )	— ( — )	6,106 ( 260 )	114 ( 3 )	5,984 ( 138 )

- ②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2023年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅	114	4,293(戸)
住宅型有料老人ホーム	374	11,367

(7) 介護施設の夜勤形態

- ①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	123	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	73	不明	不明	不明	不明
グループホーム	205	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	80	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	12	不明	不明	不明	不明
短期入所	137	不明	不明	不明	不明

- ②上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	不明	不明	不明	不明
グループホーム	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明	不明	不明
短期入所	不明	不明	不明	不明

(8) 総合事業

①総合事業の「事業対象者数」をお答えください。( 4,562 )人

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2023年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2022年	2023年	2022年	2023年
現行の訪問介護相当の訪問介護	824	846	7,339	7,272
生活支援型訪問A(緩和した基準)	342	361	2,246	2,125
現行の通所介護相当の通所介護	760	748	10,411	10,655
通所型サービスA(緩和した基準)	185	171	1,233	1,352
通所型サービスC(短期集中予防)	-	-	-	-

(9) 次期(第9期)介護保険事業計画策定委員会

①計画策定委員会の公開 (○)公開している ( )公開していない

②計画策定委員の公募枠 (○)ある → 公募枠( 5 )人 ( )ない

(10) 高齢者福祉施策

①加齢性難聴者への補聴器助成・検診事業

1)加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか?すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

( )予定がある ( 年 月から ) ( )検討中 (○)予定がない

( )実施中

事業名	対象者	助成額	2022年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

2)加齢性難聴の検診制度がありますか?ある場合は、実施内容をご記入ください。

( )ある ( )ない

--

②サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
なごや認知症カフェ	地域住民団体やボランティア団体、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等	認知症の人が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、地域住民への普及啓発のため認知症カフェを実施する。	有 ①開設助成 50,000 円上限 ②運営助成 カフェ実施回数に応じ、1,000～4,000 円
高齢者サロンの整備等生活支援推進事業	委託事業者 ※各サロン運営の担い手は、地域住民(民生委員、住民ボランティア等)、NPO 団体、社会福祉法人の施設等	・孤立しがちな高齢者等が気軽に集えるサロン(集いの場)の整備	有 ①開設助成 上限 50,000 円 ②運営助成 規模・実施回数に応じ、2,000 円～20,000 円/月

③高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である		
	地域巡回バスの名称	地域巡回バス		
	利用料	高齢者(注1歳以上)( )円、障害者(注2 )円 一般(210 )円、子ども( )歳～ ( )歳(注3 )円 注1 高齢者:4月1日時点で60歳以上の場合、市バス全線・3か月10,370円の「特得60バス定期(平日昼間・土日休日専用)」を購入できる。 (参考:通勤定期3か月26,570円)  注2 障害者:身体障害者等の福祉関係割引制度適用者は、大人100円、小児50円。  注3 子ども:小児{6歳以上12歳未満(小学生)}は100円、幼児{1歳以上6歳未満(小学校入学前)}は保護者1人につき4人まで無料、幼児のみの場合は小児料金。乳児(1歳未満)は無料。		
	その他特記事項	名古屋市在住の高齢者(65歳以上)・障害者等に交付する市バス・地下鉄などの対象交通機関を無料で乗車できる乗車券 ・敬老パス(2022年度末交付数304,843枚)※一部負担金の納付が必要 障害者福祉特別乗車券を交付(2022年度末交付数78,419枚)		
	2022年度の運行実績	22系統×18運行×365日=144,540運行/年		
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である		
		各対象者の要件及び助成内容		
	高齢者			
	障害者	区分	交付対象者	助成内容
		福祉タクシー利用券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・愛護手帳1・2度</li> <li>・身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul>	一乗車830円を上限として実際にかかった金額(2023年度に740円から増額) ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚
		リフト付タクシー利用券	身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方	一乗車2,500円を上限として実際にかかった金額(2023年度に2,200円から増額) ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚
	※障害者福祉特別乗車券との選択制			
要介護認定者				
2022年度の助成実績	障害者 15,492人			

④住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2022年度実績
住宅改修			○	H18.1.1	6,324件
福祉用具			○	H28.1.1	9,026件
高額介護サービス	○				件

(11) 認知症関係

- ①「市町村認知症施策推進計画」の作成予定は  
( ) 年 月に作成予定 (○)作成予定は未定
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は  
(○)実施している → 保険料の補助は (○)全額補助 ( )一部補助 ( )補助なし  
( )実施していない
- ③認知症の無料検診事業(物忘れ検診など)を実施していますか。  
(○)実施している → 自己負担は (○)無料 ( )有料 (自己負担額 円)  
( )実施していない

(12) 65歳以上高齢者の障害者控除の認定について

- ①認定書の発行枚数実績は → 2021年度( 1,051 )枚、2022年度( 1,187 )枚
- ②障害者控除の対象者に申請書または認定書を自動的に送付していますか。  
( )申請書を送付している → 2021年度( )件、2022年度( )件  
( )認定書を送付している → 2021年度( )件、2022年度( )件  
(○)自動的に送付していない
- ③65歳以上高齢者の認定書の発行要件(複数回答可)  
( )要支援2以上は基本的に該当する  
( )要介護1以上は基本的に該当する  
(○)障害高齢者自立度( B )以上は基本的に該当する → 要介護要件 ( )ある (○)なし  
※要介護要件がある場合は、( )以上  
(○)認知症高齢者自立度( II )以上は基本的に該当する → 要介護要件 ( )ある (○)なし  
※要介護要件がある場合は、( )以上  
( )その他、次のような基準で判断している( )

2. 国民健康保険 担当課(健康福祉局保険年金課) 電話(052-972-2564)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2564@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)等について

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定義	2022年度	2023年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ( 9.76 )%	× ( 11.19 )%
	資産割	固定資産税額	× ( — )%	× ( — )%
	均等割	加入者1人につき	55,362 円	60,508 円
	平等割	1世帯につき	—円	—円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			91,356 円	101,822 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 13,406 円	予算 15,599 円
※2022年は予算・決算、2023年は予算			決算 6,982 円	

②モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2022年度	2023年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、所得200万円(妻の年収0) (2割軽減世帯)	233,760 円	250,520 円
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0) (5割軽減世帯)	59,260 円	60,980 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 (7割軽減世帯)	16,600 円	16,150 円
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円 (軽減なし世帯)	110,990 円	124,290 円

(注)資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

※2023年度は、新設した【均等割額の独自控除】を適用した金額を算出しています。

③次年度繰越金・基金保有高

質問項目	2020年度末	2021年度末	2022年度末
第1号被保険者数 (A)	442,770 人	430,828 人	411,319 人
次年度決算繰越金 (B)	1,274,151,836 円	1,369,215,318 円	441,574,377 円
1人当たり繰越金 (B) / (A)	2,878 円	3,178 円	1,074 円
年度末準備基金保有高 (C)	0 円	0 円	0 円
1人当たり保有高 (C) / (A)	0 円	0 円	0 円
繰越金 + 基金保有高 (D)	1,274,151,836 円	1,369,215,318 円	441,574,377 円
1人当たり「繰越金 + 基金保有高」(D) / (A)	2,878 円	3,178 円	1,074 円

④保険料(税)の基礎となる所得額の算定に当たって、ひとり親・寡婦・障害者控除の対象者、扶養家族がいる世帯等に対して

1) 独自控除を設けていますか。

(  ) 設けている (  ) 設けていない (  ) 検討中

※「所得割額」に対する独自控除を実施。詳細は次項参照

2) 独自控除を設けている場合は、独自控除内容をご記入ください。

2022 年度までは「基礎となる所得額」の算出に独自控除を設けていましたが、2023 年度からは「所得割額」の算出時に独自控除を行っています。なお、独自控除の対象となる要件や軽減される保険料額に変更はありません。

【所得割額の独自控除】の金額は下記のとおりです。

①障害者控除の対象でない扶養家族 …… 扶養家族1人につき 33 万円×料率

②障害者控除の対象である扶養家族 …… 扶養家族1人につき 86 万円×料率

③障害者控除(本人分)・寡婦控除・ひとり親控除の対象である場合 …… 92 万円×料率

※①・②の「扶養家族」は確定申告や市県民税の申告における同一生計配偶者・扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む。)が対象です。配偶者特別控除の対象となる人は含みません。

※「所得割額の独自控除」は、医療分・支援金分・介護分ごとに算出し、個人ごとに算出した所得割額を超えることはありません。

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2022年4月以降の変更は (  ) ある (  ) ない

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

(  ) ある (  ) ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

・【2 割減免】保険料の減額が適用されていない世帯で、2022 年中の所得の合計が「66 万円 + (35 万円×被保険者数)」以下の世帯

・【特別軽減※】保険料の減額に該当する世帯の被保険者 1 人につき、年間 2,000 円(加入月数により月割り)

※2022 年度をもって【特別軽減】を廃止し、【均等割額の独自控除】(申請不要)を新設しました。(軽減の要件と内容については変更ありません)

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	76,596 件	76,394 件
保険料減免の金額実績	208,180,739 円	198,424,390 円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (  ) ある (  ) ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ特例減免は除く)

→ 2022年4月以降の変更は (  ) ある (  ) ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(  ) ある (  ) ない

2)ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得	1,000万円以下の世帯
当年合計所得見込額	274万円以下の世帯
当年合計所得見込額の減少要件割合	8/10以下に減少する世帯
減免割合	所得割額の最小( 3 )割～最高( 7 )割

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	5,625件	6,516件
保険料減免の金額実績	393,180,967円	624,833,048円

③コロナ特例の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度  
 コロナ特例減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	5,118件	1,879件
保険料減免の金額実績	723,070,443円	290,768,841円

④市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1)子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

( )ある ( )検討中 (○)ない

2)ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3)コロナ特例の傷病手当金の適用実績

質問項目	2021年度	2022年度
申請件数	391件	1,459件
決定件数	391件	1,459件
金額実績	21,838,584円	46,985,839円

(4)資格証明書・短期保険証・差押え

①国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2022年6月1日	2023年6月1日
被保険者数	436,633人	<b>413,107人</b>
世帯数	304,246世帯	<b>292,298世帯</b>
滞納世帯数	33,221世帯	<b>32,445世帯</b>
資格証明書交付世帯数	0世帯	0世帯
短期保険証交付世帯数	4,491世帯	<b>3,647世帯</b>
留め置き世帯数(※1)	統計は取っていない	統計は取っていない
未交付・未更新世帯数(※2)	939世帯	<b>960世帯</b>

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

②資格証明書(2023年6月1日現在) → 2022年4月以降の変更は ( )ある (○)ない

1)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

(○)国の基準どおり実施している

( )独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( )高校生世代以下の子どものいる世帯

( )障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( )病弱者のいる世帯

( )次の場合は、交付対象から除外している

--

2) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に入院加療を必要とする緊急の医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定される時。

世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に日常生活に重大な支障が生じることが明らかで、医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定される時。

③短期保険証

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数 (2023年6月1日現在)

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内( )人 ・2カ月( )人 ・3カ月( )人 ・4カ月( )人  
 ・5カ月( )人 ・6カ月( )人 ・1年( )人 ・その他( )

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。 → 2022年4月以降の変更は ( )ある (○)ない  
 督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯

④保険料(税)滞納者への差押え等

1) 差押えの基準をご記入ください。 → 2022年4月以降の変更は ( )ある ( )ない  
 督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合

2) 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2021年度	2022年度	
予告通知書の発行		1,175 件	1,443 世帯	
差押え	差押え世帯数	統計は取っていない	統計は取っていない	
	差押え件数合計	5,590 件	5,759 件	
	件数内訳	不動産	22 件	12 件
		預貯金	4,232 件	4,519 件
		生命保険(内学資保険)	265 件 (内学資保険不明)	226 件 (内学資保険不明)
その他		1,071 件	1,002 件	
競売による現金化		0 件	0 件	
徴収の猶予	申請件数	0 件	0 件	
	許可件数	0 件	0 件	
換価の猶予	申請件数	0 件	0 件	
	許可件数	0 件	0 件	
	職権件数	0 件	0 件	
滞納処分の停止	適用件数	3,876 件	3,716 件	
	件数内訳	無資力	2,341 件	2,125 件
		生活保護	1,157 件	1,292 件
		生活困窮	0 件	0 件
		所在不明	378 件	299 件
その他	0 件	0 件		

(5) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度がありますか。

(○)ある ( )検討中 ( )ない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2021年度	2022年度
一部負担金の相談件数	統計は取っていない	統計は取っていない
一部負担金の申請件数	3件	3件
一部負担金減免の延べ件数	24件	1件
一部負担金減免の金額実績	1,745,646円	831,042円

(6) 被保険者に対する負担軽減

① 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

1) 70～74歳 (○)簡素化済み ( )年 月受診分から実施 ( )検討中 ( )予定ない

2) 70歳未満 (○)簡素化済み ( )年 月受診分から実施 ( )検討中 ( )予定ない

② 所得未申告世帯に対する申告勧奨

1) 所得未申告世帯数 (42,919)世帯 ※2022年度実績

2) 所得未申告世帯に対する申告勧奨の実施方法・内容と実施世帯数

所得未把握世帯に、簡易申告用のはがきを年2回(4月・11月)送付し申告勧奨を行っています。 令和4年4月の申告勧奨対象世帯数・・・12,526世帯 令和4年11月の申告勧奨対象世帯数・・・12,700世帯
--

(7) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 (○)公開している ( )公開していない

② 運営協議会議事録のホームページへの掲載 ( )掲載している (○)掲載していない

③ 運営協議会委員の被保険者枠は (7)人 そのうち、公募枠は (0)人

**3. 税の滞納について 担当課(財政局収納対策課)電話(052-972-2357)FAX(052-972-4123)  
メールアドレス(a2357@zaisei.city.nagoya.lg.jp)**

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2021年度	2022年度	
徴収の猶予	申請件数	未集計	未集計	
	許可件数	4名	0名	
換価の猶予	申請件数	未集計	未集計	
	許可件数	605名	610名	
	職権件数			
滞納処分の停止	適用件数	11,769名	11,585名	
	件数内訳	無資力	9,240名	9,239名
		生活保護	未集計	未集計
		生活困窮	378名	325名
所在不明		2,151名	2,021名	

#### 4. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護 担当課(健康福祉局保護課) 電話(052-972-2552) FAX(052-972-4148)  
メールアドレス(a2552@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2022年9月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

##### ①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2021年度	2022年度
相談件数	19,084 件	20,500 件
申請件数	6,570 件	7,051 件
そのうち保護開始件数	6,062 件	6,378 件

##### ②受給世帯数と人数

質問項目	2022年4月分	2023年4月分
受給世帯数	38,218 世帯	38,345 世帯
うち、外国人世帯数	2,223 世帯	2,197 世帯
受給人数	46,420 人	46,219 人
うち、外国人人数	3,366 人	3,299 人

##### ③扶養照会

質問項目	2021年度	2022年度
新規申請のうち、扶養照会した世帯数	1,285 世帯	1,439 世帯
そのうち、金銭的援助が受けられるようになった世帯数	24 件世帯	40 件世帯

世帯数では拾えず件数で集計。(同一世帯で2人の扶養義務者から金銭的援助が受けられるようになった場合、2件とカウント。)

##### ④世帯類型別被保護実世帯数(2023年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数	38,166	20,290	1,397	4,942	4,710	6,827
構成比	100%	53.2%	3.7%	12.9%	12.3%	17.9%

##### ⑤車の保有(2022年度)

2022年度 保有世帯件数(2022年度末時点)	148 件世帯
--------------------------	---------

##### 【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等	9 件世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	0 件世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	0 件世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	0 件世帯
その他(保有件数のうち処分保留 59 件、処分指導中 80 件)	139 件世帯

##### ⑥エアコン設置状況

	2021年度	2022年度
生活保護世帯の内、設置件数・設置率	一件( — %)	一件( — %)
支給件数	110 件	148 件
給付金額	5,155,219 円	7,492,035 円

※以下は市のみお答えください

##### ⑦生活保護担当職員

###### 1) ケースワーカーの人数(内女性人数)

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2022年4月現在	372 人( 90 人)	5 年 0 カ月	0 人( 0 人)
2023年4月現在	377 人( 103 人)	4 年 10 カ月	0 人( 0 人)

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2023年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	19人	0人

3) 1ケースワーカー当たりの担当受給者

	1ケースワーカー当たりの担当受給者数	
	世帯数	人数
2022年4月現在	38,213 世帯	103人
2023年4月現在	38,345 世帯	102人

4) 専門職としての採用(2023年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 ( )あり (○)なし

(2) 生活困窮者支援 担当課(健康福祉局地域ケア推進課)電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)  
メールアドレス(a2548-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

担当課(健康福祉局保護課)電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)  
メールアドレス(a2552@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。コロナ禍での対応で作ったパンフレットもあればあわせて添付ください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援	/	直営+委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
住居確保一時金窓口	/	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
一時生活支援	実施	委託	6	社会福祉法人、株式会社
就労準備支援	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
就労訓練	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
家計改善支援	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
子どもの学習・生活支援	実施	委託	150	NPO法人、一般社団法人、株式会社、生協
町村の相談支援		-		-
その他( )				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営+委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

	2021年度	2022年度
新規相談受付件数	延 12,981人	延 6,637人
プラン作成件数	延 962人	延 903人
就労支援件数	604件	554件
住居確保給付金新規決定	1,325件	714件
住居確保一時金再給付	948件	551件
一時生活支援	延 1,627人	延 1,721人
就労準備支援	70件	66件
就労訓練	45件	50件
家計改善支援	182件	175件
子どもの学習・生活支援	429人※	401人※
町村の相談支援		-
その他( )		

## 5. 福祉医療など

担当課(健康福祉局医療福祉課)電話(052-972-2572)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2572@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

担当課(子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

メールアドレス(a3083@kodomoseishone.city.nagoya.lg.jp)

(1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2022年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度			

(2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)

(改定内容)

## 6. 子育て支援策

(1)①～⑤ 担当課(子ども青少年局子ども未来企画室)電話(052-972-2522)FAX(052-972-4204)

メールアドレス(a2522-10@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1)④ 担当課(教育委員会事務局指導室)電話(052-972-3236)FAX(052-972-4177)

メールアドレス(a3236@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(1)⑥ 担当課(子ども青少年局子ども福祉課)電話(052-972-3979)FAX(052-972-4438)

メールアドレス(a3979@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(2) 担当課(教育委員会事務局学事課)電話(052-972-3217)FAX(052-972-4175)

メールアドレス(a3217@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(3)① 担当課(教育委員会事務局学校保健課)電話(052-972-3247)FAX(052-972-4177)

メールアドレス(a3247@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(3)②、(4) 担当課(子ども青少年局保育企画室)電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)

メールアドレス(a2524@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

担当課(子ども青少年局保育運営課)電話(052-972-2525)FAX(052-972-4116)

メールアドレス(a2525-09@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画

① 貧困対策計画の有無について (○)ある(令和2年3月策定) ( )ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

② 自立支援給付金事業 (○)実施(平成17年4月実施) ( )未実施

2022年度実績 ( 44 )件 給付額( 4,475,707 )円

2023年度予算 ( 48 )件 給付額( 4,872,000 )円

③ 日常生活支援事業 (○)実施(昭和59年8月実施) ( )未実施

2022年度実績 ( 82 )件 給付額( 18,666,578 )円

2023年度予算 ( 未積算 )件 給付額( 26,317,000 )円

④ 教育・学習支援 (○)実施(平成26年7月実施) ( )未実施

2022年度実績 ( 150 )カ所( 1,302 )人 実施時期( 通年 )

2023年度予算 ( 150 )カ所(定員1,800)人 実施時期( 通年 )

※ 学習指導支援講師配置校93校において、夏季・冬季休業中に特設講座(20時間)を実施(指導室)

⑤ 「無料塾」、「こども食堂」への支援

1) 「無料塾」への支援 ( )実施( 年 月実施) (○)未実施

2022年度実績 ( )カ所( )人、2023年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

2) 「こども食堂」への支援 (○)実施(平成29年4月実施) ( )未実施

2022年度実績 ( 16 )カ所( 一 )人、2023年度予算 ( 20 )カ所( 一 )人

支援方法(社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に補助金を交付し、子ども食堂開設助成金の交付及び子ども食堂の啓発等を目的としたシンポジウム等を実施。)

⑥ ヤングケアラー

1) 市町村独自の実態調査 ( )実施した ( )実施を検討中 (○)計画はない

2) ヤングケアラーへの具体的な支援内容をご記入ください。

オンラインサロンの実施、広報啓発(リーフレット・動画作成)、支援者向け研修会開催

3) 課をまたがる場合の連携について (○)連携している ( )連携していない

※連携している場合、具体的にどのような課が連携していますか。

庁内連絡調整会議を設置し、関係局と情報共有を図っている。

また、支援関係者向けの研修会を開催し、各分野からの参加を促し、ヤングケアラー支援についての理解を深めるとともに、連携強化を図っている。

(2) 就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

① 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2022年度	2023年度
受給者数	21,100 人	21,830 人
受給割合	13.1%	13.7%
支給額	1,921,071,584 円	2,050,029,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。  
※2023年度の支給額は見込額をご記入ください。

② 就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2022年4月以降の変更は ( )ある ( )ない

【令和4年8月まで】生活保護基準額の( 1.0 )倍・金額( 3,163,000 )円	※4人世帯の場合
【令和4年9月から】生活保護基準額の( 1.2 )倍・金額( 3,524,000 )円	※4人世帯の場合
【令和5年9月から】生活保護基準額の( 1.2 )倍・金額( 3,524,000 )円	※4人世帯の場合

③ 就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (【令和4年8月まで】2,481,000、【令和4年9月から】2,901,000、【令和5年9月から】2,908,000)円
- ・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( )円

④ 申請書の受付先 ( )市町村窓口 (○)学校 ( )窓口と学校のどちらも可

⑤ 就学援助の項目 → 2022年4月以降の変更は ( )ある (○)ない

- (○)学用品費 ( )体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
- (○)修学旅行費 ( )クラブ活動費 ( )生徒会費 ( )PTA会費 (○)給食費
- (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの)
- ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品 (○)オンライン学習通信費
- (○)その他(卒業アルバム代等、学校生活管理指導表文書費、学校病医療費)

⑥ 日本スポーツ振興センター掛け金

- ( )就学援助の対象としている
- (○)すべての児童の掛け金を公費助成している
- ( )就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 給食費の補助・減免 (就学援助家庭への減免は除く)

① 学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

→ 2022年4月以降の変更は ( )ある (○)ない

- ( )徴収していない ( )補助・減免を行っている ( )検討中 (○)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

② 保育施設等の給食費に国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

→ 2022年4月以降の変更は ( )ある (○)ない

- ( )徴収していない ( )補助・減免を行っている ( )検討中 (○)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。



④保育の質の向上のために有効であるとする施策

※あてはまると考えるものをすべて選択してください。

- (○)保育士配置基準の見直し (○)フリー保育士の増員 (○)研修の充実・研修機会の確保  
 (○)保育士の処遇改善 ( )休憩時間の確保や年休・生理休暇の取得など労働法制の遵守  
 ( )指導監査等の実地の検査を充実 ( )有識者等による助言・指導 (○)保育設備の充実  
 ( )ICT化の促進 ( )保育士以外の専門職の確保・配置 (○)保育補助者の確保・増員  
 ( )その他( )

⑤保育の質の向上と保育士配置についての考え方

※あてはまると考えるものをすべて選択してください。

- ( )国の配置基準では質の確保等が不十分であるため自治体独自で手厚くしている(するべき)  
 (○)国の配置基準では質の確保等が不十分であるため国の基準を改善するべき  
 ( )国の配置基準では質の確保等が不十分であるため県の単独補助を拡充するべき  
 ( )国の配置基準で質の確保等は十分である

7. 障害者施策 (1)担当課(健康福祉局障害企画課)電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)

メールアドレス(a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(2)～(7) 担当課(健康福祉局障害者支援課)電話(052-972-2558)FAX(052-972-4149)

メールアドレス(a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1)自治体独自の障害者手当

①自治体独自の障害者手当を支給していますか (○)支給している ( )支給していない

②支給している場合、2023年4月現在の内容をご記入ください。

手当の事業名	名古屋市障害児福祉手当
支給者数	1,171 人(2022 年度支給実績)
手当額	月額 (最低) 1,150 円 ～ (最高) 14,870 円
支給対象者	本市の住民であって、重度障害児のうち、要綱で定める基準に該当する者 ※施設入所等による支給制限や所得制限あり

手当の事業名	名古屋市特別障害者手当
支給者数	3,356 人(2022 年度支給実績)
手当額	月額 (最低) 5,000 円 ～ (最高) 11,850 円
支給対象者	本市の住民であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別障害者手当が支給される者

手当の事業名	外国人障害者給付金
支給者数	10 人(2022 年度支給実績)
手当額	月額 36,000 円 ※年金等との支給調整あり
支給対象者	外国人(外国人住民または外国人であった方)の方で昭和 57 年1月1日時点で次のすべてに該当する者 ※所得制限あり ・日本国内に居住地登録をしていた者 ・20 歳以上であった者 ・身体障害者手帳 1・2 級、愛護手帳 1・2 級、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で、昭和 57 年 1 月 1 日前に障害の初診日がある者

手当の事業名	重度障害者(児)給付金
支給者数	5,069 人(2022 年度支給実績)
手当額	年額 20,000 円
支給対象者	愛知県在宅重度障害者手当もしくは経過的福祉手当いずれかの当該年度 11 月分受給者。ただし以下の者を除く。 ・障害児福祉手当、外国人障害者給付金受給資格者 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、改正前の国民年法に基づく障害年金、特別障害給付金の受給権者

(2) 入所施設(2023年7月時点)

- ・入所施設設置数 ( 16 )カ所
- ・施設の入所待機者数 ( 341 )人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比( 93.4 )%
- ・( )入所待機者数は把握していない

(3) グループホーム(2023年7月時点)

- ①共同生活援助支給決定数 4,237人 対前年比(111.1)%
- ②グループホーム設置数( 883 )カ所 対前年比( 114.2 )%  
うちグループホームの種類  
介護サービス包括型 ( 810 )カ所  
日中サービス支援型 ( 24 )カ所  
外部サービス利用型 ( 0 )カ所  
サテライト型 ( 49 )カ所

③グループホームの運営法人について

- 1)公営 ( 0 )カ所 2)社会福祉法人( 216 )カ所
- 3)非営利活動法人( 227 )カ所 4)営利法人( 391 )カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

- (○)ある → ある場合どんな補助ですか(別紙のとおり)
- ( )ない

(4) 障害福祉サービスの支給決定基準

- ①支給基準を定めていますか。(○)定めている ( )定めていない
- ②サービス等利用計画が支給基準を超える支給量となっている場合の対応は  
( )計画のまま認定審査会に意見を求める ( )支給基準内に計画を修正させる  
(○)その他(その内容 )
- ③支給基準を超える支給決定件数(2023年7月時点) (164)件

(5) 訪問系各サービスの支給状況(2023年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	9,501	104.9%	429	40.6
重度訪問介護	1,588	102.9%	1079.5	176.9

地域生活支援事業

移動支援	7,230	101.1%	195	47.7
------	-------	--------	-----	------

※最多支給時間は2023年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

※移動支援の単価表があれば添付してください。

(6) 短期入所 (2023年7月時点)

- ・短期入所支給者数(4,668)人、昨年同月比(103.4)%、最多支給日数(30)日、  
平均支給日数(9.7)日  
年間180日以上利用可(短期入所)とする支給者数(170)人

(7) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

- 2022年4月以降の変更は (○)ある ( )ない
- (○)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
- ( )何らかの条件を設けている。  
( )要支援の該当者は、上乗せができない。  
( )障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)  
( )介護保険の要介護度が要介護5の者  
( )介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

--

## 8. 任意予防接種の助成

子どものインフルエンザ 担当課(子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)

FAX(052-972-4419)メールアドレス(a3083@kodomoseishone.city.nagoya.lg.jp)

子どものインフルエンザ以外 担当課(健康福祉局感染症対策室)電話(052-957-2435)

FAX(052-971-5730)メールアドレス(a2631@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1歳の誕生日から6歳となる日の属する年度の末日までの方(おたふくかぜの予防接種歴、り患歴がない方に限る)、平成29年4月2日以降に生まれた1歳以上の方	3,534円	3,000円※	2010年8月
帯状疱疹	50歳以上の方	ビケン 4,160円 シングリックス 10,760円/回	ビケン 4,200円※ シングリックス 10,800円/回※	2020年3月
子どものインフルエンザ	事業実施年度に12歳、15歳、18歳となる方	円	0円	令和5年10月
麻しん(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	別添のとおり	4,728円	4,000円※	2014年10月
高齢者用肺炎球菌(任意)	別添のとおり	4,728円	4,000円※	2010年10月

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

( )実施している → ( )1回目を助成していない人が対象 ( )1回目を助成した人も対象  
(○)実施していない ( )検討中

## 9. 健診事業 担当課(子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

メールアドレス(a3083@kodomoseishone.city.nagoya.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

回数:2回 開始年月:平成29年4月
-----------------------

## 10. 地域の保健・医療

(1)(3) 担当課(健康福祉局保健医療課)電話(052-972-2623)FAX(052-972-4154)

メールアドレス(a2623@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(2) 担当課(総務局市立大学室)電話(052-972-2193)FAX(052-972-4418)

メールアドレス(a2193@somu.city.nagoya.lg.jp)

(1) 地域の公立公的病院の病床数の変更予定 ( )ある (○)ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

--

(2) 自治体に公立病院がある場合、「公立病院経営強化プラン」について  
経営形態の見直し予定があれば、内容をお書きください。

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター、西部医療センター及びみどり市民病院については、「公立病院経営強化プラン」の旧プランである「新公立病院改革プラン」の対象病院でしたが、大学病院化に伴い、「公立病院経営強化プラン」の対象外となりました。

(3) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策

→ 2022年4月以降の追加・変更は (○)ある ( )ない

確保対策がありますか (○)ある ( )検討中 ( )ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

医師確保対策  
 ・寄附講座の設置  
 看護師確保対策  
 ・県看護協会運営費補助金  
 ・市立看護専門学校運営  
 ・看護師等免許所有者への研修事業  
 ※以下は市医師会看護学校閉校に伴い終了  
 ・市医師会看護学校運営費補助金  
 ・市医師会看護学校実習体制補助金

**【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2022年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	2022年11月22日 2023年7月18日
	③安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	2023年7月18日 2023年7月25日
	⑤介護従事者の労働環境の改善を求める意見書	2023年7月18日
	⑥子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑦障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	2023年7月18日
	⑧コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	2022年11月
	②子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書	2022年11月
	③国民健康保険への支援を求める意見書	2022年11月
	④コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	2022年11月

※2022年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。